

## 短期入所生活介護費 ユニット型個室

要介護度	1日あたり (介護保険報酬内訳)									
	単位	サービス提供体制強化加算Ⅰ (※1)	夜勤職員配置加算Ⅵ (※2)	機能訓練指導員加算 (※3)	介護職員処遇改善加算Ⅰ (※4) 総単位数×8.3%	合計単位	1単位の単価 5級地 (※5) 合計単位×10.55円	自己負担金/日 (目安) 1割負担の方	自己負担金/日 (目安) 2割負担の方	自己負担金/日 (目安) 3割負担の方
要支援1	523	22	/	12	46	603	6,361円	637円	1,273円	1,909円
要支援2	649				57	740	7,807円	781円	1,562円	2,343円
要介護1	696	22	20	12	62	812	8,566円	857円	1,714円	2,570円
要介護2	764				68	886	9,347円	935円	1,870円	2,805円
要介護3	838				74	966	10,191円	1,020円	2,039円	3,058円
要介護4	908				80	1,042	10,993円	1,100円	2,199円	3,298円
要介護5	976				85	1,115	11,763円	1,177円	2,353円	3,529円
減額 (※6)		居住費(※7) /日			食費 (※8) /日		居住費+食費/日			
第1段階		820円			300円		1,120円			
第2段階		820円			390円		1,210円			
第3段階		1,310円			650円		1,960円			
第4段階以上		2,006円			1,392円		3,398円			

注：今回、単価の変更、利率の使用に伴い、端数処理が回数によって変更となり、上記の1日の目安×日数ではありません。

その他加算(ご利用者・ご家族の希望によってサービスを利用された場合にお支払いいただくもの)		
実施加算	送迎加算	片道につき184単位 ( 自己負担額 210円(目安) ) ※ご希望される方サービス実施区域外については、別紙重要事項に記載
	若年性認知症利用者受入加算	1日あたり120単位 ( 自己負担額138円(目安) )※対象の方のみ 若年性認知症利用者受入とは・・・64歳以下の方で医師より「認知症」等と診断された方を受け入れる場合。
	療養食加算	1食につき8単位 ( 自己負担額10円(目安) )※対象の方のみ 医師の指示書に基づき、糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食などを提供した場合。
	緊急短期入所受入加算	1日につき90単位 ( 自己負担額103円(目安) )※対象の方のみ ご利用者の状態や家族の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護が必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合に7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度とし算定します。
その他	複写物の交付	ご利用者様に係る記録等を複写し、交付するサービス。別途契約により、無料に交付するものは除きます。 1枚 10円 (A4サイズを標準)
	旅行等の特別なレクリエーション等	その企画の都度、ご利用者様若しくはご家族の希望をお伺いして実施します。 実費の徴収をさせていただきます(通常施設内で行われるレクリエーション。リハビリ等は無料です)
	お好み食事	通常提供させていただく食事以外に特別にご希望がある場合(お酒や特にご希望の副菜など) 食材費等の実費を徴収させていただきます。
	料金引落サービス	事業所へのお支払い方法で銀行等の引落を選択された場合の手数料 70円/1回

※1	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)とは・・・介護職員の総数のうち、介護福祉士を所持している介護職員が基準を満たしている場合に加算されます。
※2	夜勤職員配置加算Ⅲ(従来型)・Ⅵ(ユニット型)とは・・・夜勤時間帯(午後10時から午前5時までの時間帯を含めた連続する16時間をいう。)に必要となる夜勤職員の数を1以上上回って配置することに加えて、看護職員又は「喀痰吸引等のできる介護職員」を配置していること。
※3	機能訓練指導員を配置していることをいいます。
※4	介護職員処遇改善加算とは・・・介護職員の処遇改善(資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善)の取組を行う事業所に対して加算されます。
※5	平成27年度介護報酬改定にともない、事業所所在地がつくば市である当事業所は5級地となり、1単位の単価が10.55円となります。
※6	減額とは
	第1段階・・・高齢福祉年金受給者の方で、世帯全員が住民税非課税の方または生活保護受給されている方
	第2段階・・・世帯全員が住民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額と非課税年金収入の合計金額が年額80万円以下の方
	第3段階・・・世帯全員が住民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額と非課税年金収入の合計金額が年額80万円以上の方
第4段階以上・・・住民税課税世帯の方	
※7	居住費とは・・・ご利用者様の居住環境によりお支払いいただくもの。
※8	食費とは・・・朝食382円・昼食505円・夕食505円、3食で1,392円。(又は減額の金額の負担となります) ※経管栄養につきましては1日につき1,392円を提供回数で等分(2回提供の場合 696円/1食 3回提供の場合 464円/1食)